

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 高すぎる国保税は引下げを（30分）</p> <p>埼玉県内のある市には市民が自由に投書できる「私の提案箱」（江戸時代の『目安箱』のようなものでしょうか）が設けられているそうです。県内のある団体が情報公開請求でそのうちの「滞納徴収に関する市民の声」2013年度以降の分に限り入手しています。</p> <p>以下は、2013年分の中からいくつか紹介します。</p> <p>「債権回収課でいろいろ言われました。疑問ですのでその言葉を書きます。《基本的人権を言う人が多いから先に行っておく。滞納者に基本的人権は認められていない》《議員や弁護士を連れてくる人がいるが、連れてきたら差押えする》《新で払う人もいる》《闇金なら返さなくてもいいんだから、闇金から借りて一括完納を》《後日、債権回収課の人の紹介という闇金業者から電話があった》《旦那の県民共済の死亡保険で全額納付できるのに、なぜやらない》《引越して、その後借りなければ家賃はゼロで済む。家具を処分すれば引越費用も出る。そうすれば月25万円の分納ができるからそうしろ》（無宿生活をして働けということ）《一か月1万円の生活もある。二人の生活費は月1万円で十分だ》《滞納しているくせに病気で働けない？ どうせ仮病だろう。滞納者が通院するのはおかしい。治療の金があるならその分は納付にまわせ。完納するまで通院しないのが常識》等々。滞納は悪いと理解していますが、これらの言葉は滞納者への当然の言葉なのでしょうか」</p> <p>いくつか紹介しようと思いましたが、以上は1人の滞納者からの投書です。これ以上は、紹介できません。</p> <p>鶴ヶ島市の行政の現場では、市民からこのように声をあげられるようなことは、ないものと信じます。しかし、現に他の自治体で行われていることであっても、このような実態に耳目を閉ざしてはいけないのではないかと思います。</p> <p>滞納を一定期間続けると、鶴ヶ島市でも期間限定の「短期保険証」や「資格証明書」に切り替えられて、医療機関の窓口で一部負担金を支払えば医療を受けられる「保険証」は、発行してもらえません。</p> <p>いま、病気になっても医療を受けられない市民が増えているのではないのでしょうか。</p> <p>全日本民主医療機関連合会（民医連）という医療機関の全国組織があります。民医連は、2017年、生活苦から医療機関への受診が遅れ、亡くなる「手遅れ死」について調査しました。調査を実施した2010年から2017年の8年間、毎年60件前後の「手遅れ死」事例が起きているということです（これは以前にもこの場で紹介しました）。民医連加盟の医療機関は全医療機関の約1%ということですから、少なくとも毎年6000人の「手遅れ死」があったのではないかと推測されます。しかし、「救急搬送後に急変し、十分に事情を把握できないまま亡くなるケースもあることから、実際にはもっと起きている、というのが現場での実感です」と民医連の担当者は話しています。当市で発生した行旅病者も当てはまるのではないのでしょうか。</p> <p>「手遅れ死」がなぜ起きるのか。「なぜ限界になるまで受診しなかったのか」</p>	市長

について民医連は、「高すぎる国保税と度重なる改悪による重い窓口負担」に原因があると分析します。事例の半数は、正規の保険証を待たない人々。また、無理をして国保税は払って正規の保険証を手にしたが、3割の窓口負担を払えずに手遅れになった事例もあったそうです。

日本の社会保障については「福祉が人を殺す」あるいは「福死」と表現するようになって久しいのではないかと思います。所得の再分配後の貧富の格差が再分配前よりも開くのは、世界で日本だけではないかと指摘されてからも既に久しいと思います。低所得者ほど税負担率が高くなる消費税が導入されて以降、この傾向は強まっています。

このように、一方で、増え続ける国保税の滞納を回収する為に徴収を強化した挙句に市民を「敵視」するかのよう行政の仕打ちが行われ、もう一方では、生活困窮から医療を受けることもできず、挙句に「手遅れ死」となるとは、いったいどうしたことかと思わざるを得ません。

本年度から、国保は市町村の運営から県が財政運営に責任を持つ県単位化がはじまりました。県単位化が導入される過程で問題となった、「赤字の解消」

(いわゆる「法定外繰入」解消)も、2019年度からは、いよいよ一步踏み込んだ検討に入ろうとしています。法定外繰入を段階的になくしていけば、しわ寄せは国保税の引上げに向かうのではないかと。そうなったら、国保は「医療の保障をする役割」は放棄し、貧しいものからは、使えない制度のために金を巻き上げるだけになってしまうのではないかと恐怖を覚えます。

非正規雇用の若者や女性、高齢者とりわけ単身世帯の高齢者などが安心して医療が受けられ、健康で生活できる鶴ヶ島市であるために、次年度以降の予算編成、新しい「総合計画」の策定とも絡めて、以下質問します。

- (1) 滞納者を出さないための施策をどのように考えていますか。
- (2) 現在の市の国保税は加入者にとって高すぎるのではないのでしょうか。
- (3) 滞納者との対応ではどのような処遇ケースがありますか(具体的に)。
- (4) 資格証明書、短期保険証を発行された被保険者は医療を受けられるのでしょうか。
- (5) 「手遅れ死」や「手遅れ受診」をどう認識しますか。
- (6) 次年度以降、法定外繰入を「赤字」ととらえて、段階的に解消していく方向とのことですが、市としてどのように検討していますか。

## 2 新指導要領で教育現場はどう変わったか、どう変わるのか(15分)

いま小・中学校が大きく変わってきているのではないかと感じています。私の住まいの真向かいに南小・中学校があります。毎日の登校の様子では、夏休みが早く終わり登校時間が早くなっています。

9月29日の「PTA連合会と議員の懇談会」では、3テーブルに分かれて、PTA役員から提起されたテーマをもとに交流しました。一つのテーマは、「次期学習指導要領改訂に関する周知について」でした。そこでは、「次期指導要領で、親はどうかかわるのか。教科が増えるのに、その体制、教材などはどう

教育委員会  
教育長

なるのか？ シミュレーションが出来ていないのではないか？」「今後、20時間増えると行事が削られる。うちは30コマ増えると（言われた）」。「7時間目に連合運動会の練習をしている。もう暗くなるので。」などの意見が飛び交いました。

議会として、市民の声を聞き、行政に反映することは第一義的な役割と考えます。今回の私の一般質問は、その時の質問、要望、意見を踏まえ、特に今年4月から段階的に導入された「新指導要領」に関して行います。関連して教職員の働き方についての教育委員会の認識と対策についてもお尋ねします。

- (1) 新指導要領について何が問題となっているか、これから問題となることは。
- (2) 子どもたちへの影響は、子どもたちはどう感じているか。
- (3) 保護者の声は。また、その声をどう受け止めているか。
- (4) 教職員の働き方はどう変わり、変わっていくか。
- (5) 学校運営がどう変わり、どう対策していくのか。

### 3 消費税が自治体財政、市民生活に及ぼす影響をどう認識するか（15分）

現政権は、消費税率を来年10月から10%に引き上げることを正式に決定しました。

消費税は、1989年に3%の税率で導入され、1997年には地方消費税が導入され5%（内4分の1が地方消費税）、2014年には8%へと、導入当時の閣僚は「小さく生んで大きく育てればいい」とうそぶいたものでしたが、歴史はその通りになりました。

毎回の税率引上げの口実は、「社会保障の充実」でしたが、現在の年金給付が毎年のように引き下げられているように社会保障の給付は削られ負担は増やされています。

消費税が導入されて約30年となります。社会保障、自治体の税収、市内の中小零細業者への影響をどのように認識しているのでしょうか。また、来年10月からの税率10%への引上げによる市民生活に及ぼす影響をどうとらえているのでしょうか。以下質問します。

- (1) 地方消費税導入後の税収の推移について。
- (2) 地方消費税導入は市の行政にどのような影響を与えましたか。
- (3) 消費税導入による市内事業者への影響はどうだったのでしょうか。
- (4) 来年10月からの税率引上げが、市の行政、市民生活におよぼす影響をどうとらえますか。
- (5) 様々な増税対策が出されているが、行政としての構えは。

市 長